

広報



昭和52年1月1日

あいのあ

No.157

住民基本台帳登録人口		
(12月1日現在)		前月対比
人口	9,401人	18
男	4,457人	5
女	4,944人	13
世帯数	2,442世帯	4

発行 秋穂町役場

賀正



甲山連峰の夜明け

— 黒瀬湖の夜明け —

今月の心配ごと相談日

10日(月) 大海分館 ・ 20日(木) 老人福祉センター

あけまして おめでとうございます



秋穂町議会議長

有吉照人

昭和五十二年の年頭にあたり、町議会を代表して新年のごあいさつを申し上げます。皆さん、明けましておめでとうございます。ここに輝かしい新春を迎えまして町の繁栄をお祝いできますことは、誠に御同慶に堪えないところであります。

私は昨年町議会議長に御推挙を



秋穂町長 末貞 巖

町民とともに進める

豊かな明るい町づくり

いよいよここに、昭和五十二年の新春を町民の皆様と共に迎えることができましたことは、めでたき極みに存じます。謹んで、年頭のお祝いを申し上げます。さて、今一度昨年を振り返って見ますと、ロッキード問題に端を

発した中央政界においては複雑混迷をきたし、そのことが我々地方行政にも即影響することは、ご承知の通りであります。そのさなかにあって、国会は十二月総選挙が行われましたので、新しい国会において一日も早い政界の正常化を祈るものであります。

さらにまた、本町においては最近大きな天災等はなかったのですが、昨年は台風十七号が襲来し、農作物その他に大きな被害の爪跡を残して去りましたが、人畜に被害のなかったことは、不幸中の幸いと言えましょう。その後、これが復旧には町民各位のご努力によって、着々と進み

町政躍進の年として

最大の努力を

いただき、全議員諸氏の理解ある協力のもとに、円満な運営と町政の伸展を第一義といたし、微力ながら誠心誠意努力してまいり、おかげをもちまして大過なく越年することができましたことは、ひとえに町民各位の御支援と御協力のたまものと感謝いたしております。顧みますと我が秋穂町は、本年をもって町制施行以来、満三十八年を迎えたのであります。一昨年は、秋穂町総合開発基本構想も作成され、着々と進められております。産業面においても発展を示しておりますことは、町民皆様の愛郷精神が極めておう盛なことと、行政運営のよろしきを得た結果であると信じるものであります。

しかしながら、これから町民福祉を増進し、町民の生活の安定を図るためには、色々な問題が山積しております。その諸問題を一つ一つ解決を図ることが、直接町政を担当する私たちに課せられた責務であると痛感致しております。昭和五十二年もまた、町政躍進の年として、町政について最大の努力を傾注する所存でございます。なにとぞ、御指導とごべんたつを賜りますようお願い申し上げますとともに、町民各位の御多幸をお祈り申し上げます。年頭のごあいさついたします。

そこで、昭和五十二年の迎春と同時に一万町民の皆様と共に心を新たに一致団結し、この難局を切り抜け、豊かな明るい町づくりの実現に努力致したいと存じます。最後に、町民各位のますますご多幸を祈念致しまして、年頭のごあいさつと致します。

成人式のご案内

成人の皆さんおめでとようございます。

「大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝います日」が成人の日でありこの式典が成人式です。

秋穂町で、今年成人となられるのは男子四十五人・女子六十人合わせて百五人のかたがたです。

これら新成人の皆さんの門出を祝って、秋穂町では次の通り成人式を行いますので、そろってご出席ください。

とき 一月十五日午前十時三十分
(受け付けは午前十時から)

ところ 中央公民館講堂

催し物 ▽午前十時 受け付け開始
▽午前十時三十分 記念式典
▽午前十一時 アトラクション(みんなで楽しく) ▽正午 記念撮影 解散

□成人該当者には、区長さんを通じて案内状を差しあげることになっていますが、届かない方は中央公民館(電話二二三二・有線四九八一)へお申し出ください。

十二月一日以降に転入された方また町外在学者・就学者で、帰省



して町の成人式に出席されたい方は中央公民館へお申し出ください。□和やかな楽しい思い出の一日としていただくために、式典終了後フォークダンスの集いをもち、全員参加していただくよう計画を進めています。フォークダンスのできる軽やかな服装でおいでください。

新有権者の感想文募集

自治省(財)明るい選挙推進協議会では、総理府、文部省の後援で新有権者の感想文を次の要領で募集しています。ふるってご応募ください。

1 応募内容と標題

最近の選挙において、あるいは「成人の日」を迎え、新有権者または社会人として地方自治や国政への参加について、自分自身で経験し、もしくは考えたり、感じたりしたことで、標題は、その内容にふさわしいものとする。

2 字数

千六百字以内(四百字詰原稿用紙四枚以内)

20歳になったら国民年金に加入しましょう

成人 おめでとようございます。

二十歳になられた皆さん、現在年金制度に加入しておられますか。わが国では、会社などに勤めている人には厚生年金保険・船に乗っている人には船員保険・公務員には各種共済組合というように、職業によっていづれかの年金制度に加入することになっています。国民年金もその一つで、農業や漁業あるいは商業などをしていて前記のどの年金制度にも加入して

いない二十歳から五十九歳までの人たちが加入する年金制度です。あなたが今、どの年金制度にも加入していないときは、国民年金へすぐ加入しましょう。

なお、国民年金の場合は、二十歳以上でも、昼間部の学生や勤めていて年金制度に加入している人の妻(または夫)は、希望によって加入することになっています。加入の手続きは町民課または大海支所で行っています。印鑑をご持参ください。詳しいことは、町民課福祉係へお尋ねください。

3 応募資格

昭和三十一年一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に生まれたもの。
4 締め切り期日
昭和五十二年一月三十一日(当日の消印有効)

5 提出先

山口市滝町一の一
山口県選挙管理委員会
〒七五三

6 入選決定

昭和五十二年三月十五日

7 賞

最優秀 賞状と三万円相当の図書券
入賞 賞状と一万円相当の図書券

8 応募上の注意

佳作 記念品

- ① 応募者の住所・氏名(フリガナを付けること)・性別・生年月日・及び職業を原稿の末尾に明記すること。(字数の制限外)
- ② 応募作品は未発表のものとする。
- ③ 応募原稿はお返ししません。
- ④ 入選作品は、明るい選挙推進運動のため自由に使用できるものとする。
- ⑤ この感想文募集が行われることを知った媒体名(新聞・ラジオ・テレビ局・広報紙・その他)を記入すること。
- ⑥ 最優秀作品は雑誌「私たちの広場」に発表します。

新春消防出初式

恒例の消防出初式を、次のとおり行います。

また、今年には夫婦池北側から、消防ポンプ車によるいっせい放水も行う予定です。

日時 一月五日(水)午前九時
式典場所 秋穂小学校運動場



わが町の台所……

50年度一般会計9億円の使いみち

歳入総額	9億3,951万3,652円
歳出総額	8億9,538万1,086円
差引残高	4,413万2,566円

一般会計決算額

昭和50年度の秋穂町一般会計及び特別会計の決算額が、11月8日の臨時町議会で認定されましたので、お知らせします。

昭和五十年年度一般会計における決算額は、歳入総額九億三千九百五十一万三千六百五十二円、歳出総額八億九千五百三十八万一千八百六十四円で差し引き四千四百三十三万二千五百六十六円の黒字となりました。

これらの額を前年度と比較しますと、歳入において一五・四％、歳出において一四・四％の伸びを示しています。また、四千四百三十三万円の残額には、五十一年度に繰り越す事業の財源として、三百十六万四千円が含まれていますので、この分を差し引いても八三・九％の増加となりました。

歳入の状況

歳入の決算額は別表の通りですが、費目別の対前年比とその増減した要因を見てみましょう。

町税の収入額は二九・九％の伸びで、税目別にみると町民税が五一・八％、特別土地保有税が三一・二％、固定資産税が一六・二％とそれぞれ伸びを示していますが、たばこ消費税、電気税、軽自動車税において、わずかに減少しています。

地方交付税は五％の伸びにとどまり、近年にない低率となつていくものの、歳入総額に占める割合は三八・七％と依然として本町財

源の主軸となっています。

国庫支出金は五六・八％の伸びで、これは老人医療費・保育所への児童措置費・児童手当等の負担金や海岸保全事業・漁港修築事業・災害復旧事業等の補助金の増収によるものです。

県支出金においては、三九・八％増加しています。この主なものは、老人医療費や児童措置費等の負担金や、水産費などの補助事業費の増大によるものです。

町債の借入れは漁港修築・海岸保全・港湾の整備・道路橋りょう・役場庁舎建設等の諸事業と消防ポンプ車購入などによるものですが、前年度に比べると三五・一％の減少をみております。

繰越金は約一・七％の増加となっております。

これら歳入の伸びを性質別に見ますと、自主財源（町独自で確保できる財源）二七・四％、依存財源（他からの交付金・補助金等による財源）一一・七％、その他財源一五・四％と、それぞれ伸びています。

歳出の状況

歳出の決算額は別表の通りです。これを、目的別による対前年比と

主な事業内容を見てみましょう。

議会費部門は一五・三％の伸びとなっています。

総務費部門は四六・二％の伸びで、この部門は総務管理費・徴税費・戸籍住民基本台帳費・選挙費統計調査費及び監査委員会費で、経常管理的な経費が主体です。事業面では、役場旧庁舎の全面改築により、事務環境の整備がされました。

民生費部門は一九・六％の伸びとなっています。主なものは老人医療費・保育所措置費等で、このほか社会福祉協議会を始め、諸団体に対する援助措置など、総合福祉施策を行っています。

衛生費部門は住民の健康と衛生環境の確保を主とした部門ですが一八・三％の減少となっています。この主因は、前年度にゴミ処理のための埋立地工事が大きかったためですが、ゴミ収集業務の委託事業を一部直営にしたほか、乳幼児の健全育成、成人病等各種の検診、各種予防接種など、関係機関との連携により、積極的な実施をみています。

労働費部門は、町内の勤労者福祉対策事業として新規に組み入れ



写真 左 秋穂漁港修築事業（旅順港埋立て）
 中 秋穂漁港修築事業（大海地区物揚場）
 右 秋穂港海岸（高潮）50年度施行事業（花香地区）

土木費部門は二八・二%の伸びをみており、中でも道路橋りょう

商工費部門は二二%の増加をみています。

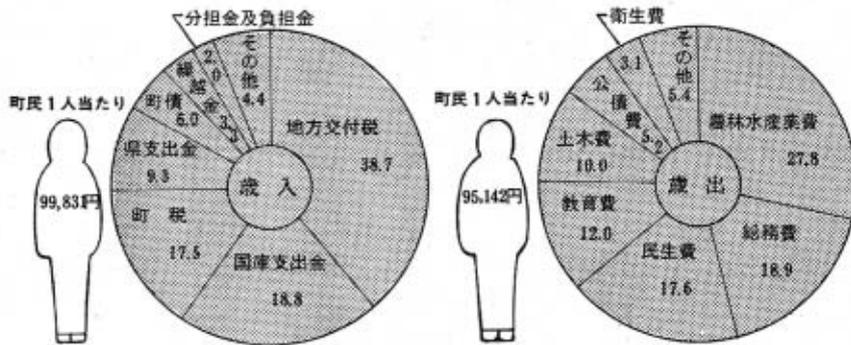
▲注「明許繰越分」とは、予算に計上されているが特別の事情により、年度内に予算の執行ができないため、その事業費分の財源を翌年度に繰り越し、翌年度の予算の中で執行するもので、議会の議決を要します。

▲注「明許繰越分」とは、予算に計上されているが特別の事情により、年度内に予算の執行ができないため、その事業費分の財源を翌年度に繰り越し、翌年度の予算の中で執行するもので、議会の議決を要します。

農林水産費部門は九二・二%と大きな伸びを見ており、歳出に占める割合は決算部門中第一位になっています。伸び率の主因は黒瀧南地区の海岸保全施設の整備や浦・大海漁港修築事業量の増加に加えて、これらの事業の前年度よりの明許繰越分▲注六千七百万円を実施したことによるものです。

られたもので、中小企業に働く未組織労働者の福祉向上のため、秋穂町中小企業労働者共済会に助成し、これらの育成に配慮されました。

グラフで見る費目別構成比



50年度一般会計費目別決算額

歳入

費目別決算額	構成比%	7 使用料及び手数料	構成比%
1 町税	17.5	305万1,200円	0.3
1 億6,466万5,527円		8 国庫支出金	18.8
町民税	(9.8)	1 億7,623万1,128円	
9,176万7,630円		9 県支出金	9.3
固定資産税	(4.4)	8,760万2,663円	
4,139万1,475円		10 財産収入	0.2
軽自動車税	(0.5)	162万1,192円	
464万7,430円		11 寄付金	0.1
たばこ消費税	(1.5)	70万0,000円	
1,455万4,440円		12 繰入金	0.2
電気税	(0.6)	220万0,000円	
550万0,412円		13 繰越金	3.3
特別土地保有税	(0.7)	3,127万5,159円	
680万4,140円		14 諸収入	2.0
2 地方譲与税	0.5	1,841万2,083円	
464万2,000円		15 町債	6.0
3 自動車取得税交付金	1.0	5,610万0,000円	
983万7,000円		合計	100
4 地方交付税	38.7	9 億3,951万3,652円	
3 億6,388万4,000円		自主財源	20.0%
5 交通安全対策特別交付金	0.1	依存財源	74.4%
66万3,000円		その他の財源	5.6%
6 分担金及び負担金	2.0		
1,862万8,700円			

歳出

費目別決算額	構成比%
1 議会費	2.2
1,985万6,541円	
2 総務費	18.9
1 億6,964万4,440円	
3 民生費	17.6
1 億5,767万2,388円	
4 衛生費	3.1
2,777万5,402円	
5 労働費	—
30万0,000円	
6 農林水産費	27.8
2 億4,907万3,059円	
7 商工費	0.5
528万5,466円	
8 土木費	10.0
8,923万2,965円	
9 消防費	1.7
1,587万0,403円	
10 教育費	12.0
1 億0,759万0,440円	
11 災害復旧費	1.0
668万7,596円	
12 公債費	5.2
4,639万2,386円	
13 予備費	0
0円	
合計	100
8 億9,538万1,086円	

50年度特別会計決算額

会計別	歳入総額	歳出総額	差引残高
国民健康保険特別会計	2 億1,867万5,743円	1 億9,202万3,797円	2,665万1,946円
国民宿舎特別会計	1 億0,947万9,370円	1 億0,170万9,547円	776万9,823円
交通災害共済事業特別会計	718万8,683円	392万1,065円	326万7,618円

費については八〇・二%の増加となっています。その主なものは、道路の新設・改良・排水路の改良等が十五か所余りにのぼるほか、日地崎線(ゴミ処理場付近)橋りょうの改修や海岸保全整備(高潮)事業としての花巻地区港湾の延長九七m等の整備が行われました。

消防費部門は一三四・八%の増加をみたのは、住民の生命と財産保護の立場から、防災活動体制を

教育費部門は五四・二%の減少ですが、この要因は、前年度に秋穂小プール・大海小屋内運動場の経費が多額であったためです。豊かな心身ともに健やかな人づ



災害復旧費部門 これは五十年

巨川二か所・千坊川堤防二か所の

早期復旧を図ったものです。

くりのために、町財政の主力が注

がれている部門ですが、五十年

は大海小屋内運動場の内部設備や

体育器具等の充実のほか、教育備

品の充実、各種学級の開設・運営

また学校給食の父兄負担の軽減等

がなされています。

町長選挙は 2月6日(日)の予定です

秋穂町選挙管理委員会では、任期満了(昭和五十二年二月十七日)による秋穂町長選挙を、二月六日(予定)に行うことにしました。その主な日程等は次のとおりです。

□立候補予定者等の説明会

町長選挙の立候補の手続き届け出の方法、並びに選挙運動等に関する説明会を次により開催しますので、立候補予定者並びに総括主宰予定者の方はぜひご出席ください。

日時 一月十一日午後一時三十分
場所 町役場会議室

□秋穂町長選挙の主な日程

一月三十日(日)

- 。選挙期日の告示
- 。立候補(推薦)届け出受理開始
- 。選挙立会人届け出受理開始
- 。不在者投票の開始
- 。郵便による不在者投票の開始
- 。公営施設使用の個人演説会

開催申し出開始

一月三十一日(月)

- 。立候補(推薦)届け出期限
- 。立候補辞退届け出期限
- 。立会演説会参加申し出期限

二月一日(火)

- 。公営施設使用の個人演説会開始

二月二日(水)

- 。郵便による不在者投票用紙等請求交付期限

二月三日(木)

- 。選挙立会人届け出期限
- 。立会演説会の開催

午後二時 公民館大海分館
午後七時三十分 中央公民館講堂



二月四日(金)

- 。補充立候補(推薦)届け出期限
- 。補充立候補辞退届け出期限

二月五日(土)

- 。不在者投票期限

二月六日(日)

- 。投票日

選挙会(開票事務を合わせて行う)

二月七日(月)

- 。当選の告知
- 。当選証書の付与

二月十二日(土)

- 。請負等をやめた旨の届け出期限

二月二十一日(月)

- 。選挙の効力に関する異議申し出期限

□選挙権

し出期限
。当選の効力に関する異議申し出期限
。選挙運動に関する収入及び支出の報告書提出期限

秋穂町長選挙の選挙権は、次のいずれにも該当しなければなりません。

- ① 秋穂町に住所を有する者であること。(転入した者は、昭和51年10月25日までに転入届けをした者。)
- ② 日本国民で年齢満二十年以上の者であること。(昭和32年2月7日までに生まれた者)

□被選挙権

日本国民で年齢満二十五年以上の者。(昭和27年2月7日までに生まれた者)

二月六日には、秋穂町長選挙が行われる予定になっています。この選挙は、これからの四年間私たちの代表として、町政を推進する人を選ぶ大切な選挙です。誰を選ぶかは、あなたの自由です。

あなたの一票は、あなただけの尊い権利です。義理や情実に負けてする投票は、ほんとうに私たちの代表を選ぶ一票になりません。よく考えて、なにものにも迷わず、

政治はあなたが
主役です。
全員投票
に参加し
ましょう



負けず、信念をもって投票しましょう。

選挙には、よく、違反はつきもののようにいわれますが、選挙違反は、私たちの良心を裏切る悪質な犯罪です。最も多いのが、買収、供応・戸別訪問などです。私たちの周りが、このような犯罪に巻き込まれることのないよう、お互いに戒めあいましょう。



町・県民税第四期分の納期限は一月三十一日です。期限内に納めましょう。

所得税の還付請求 はお早めに!

確定申告をしなくてもよい人も、所得税が納め過ぎになっている人は、確定申告をすれば税金が返ってきます。二月十六日から三月十五日まで確定申告の期間ですが、所得税の返ってくる人の申告書は一月から受け付けています。早く申告されますとそれだけ早く所得税が返ってきます。

特に、給与所得者で、年の途中で退職しその後就職しなかった人や、予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人、また配当、原稿料などの収入について源泉徴収をされている人などは、所得税が納め過ぎになっていないか確かめください。

秋穂町選挙のしおり

1、選挙人名簿

選挙時登録

町選挙管理委員会では、秋穂町長選挙の執行にあたり、選挙人名簿に追加登録するための登録資格の決定基準日、登録日及び縦覧期間を次のとおり決定いたしました。

①登録資格の決定基準日

一月二十五日

ただし、年齢については選挙の期日による。

(転入された人は、住民基本台帳法の規定による届出の日から登録基準日まで、引き続き三か月以上居住していることが必要です。したがって、十月二十五日までに手続きをされた方となります。)

②登録日

一月二十六日

③縦覧期間

一月二十七日から一月二十八日までの二日間

2、不在者投票

①通常の不在者投票

仕事の都合や、やむを得ない用事、病気や出産などのため、二月六日の投票日に、投票所に行って投票することができない

予定の人は、前もって投票することができません。投票できる期間・場所等は次のとおりです。
ア投票できる期間
一月三十日から二月五日まで

イ投票場所

町選挙管理委員会事務局
ウ投票できる時間
午前八時三十分から午後五時まで

※ 土曜・日曜日でも不在者投票はできます。印鑑を忘れずにご持参ください。

②郵便による不在者投票

次のような身体に重度の障害のある人で、町選挙管理委員会委員長より郵便投票証明書の交付を受けている人は、郵便による不在者投票をすることができます。

◎両下肢もしくは体幹の障害にあつては、身体障害者手帳に一級から二級、戦傷病者手帳に特別項症から第二項症、心臓、じん臓もしくは、呼吸器の障害にあつては身体障害者手帳に一級から三級、戦傷病者手帳に特別項症から第三項症と記載されている人、または障害の程度が同程度と県知事が書面により証明した人。

◎郵便による不在者投票の投票用紙等の請求期限

二月二日まで

※郵便投票証明書は、本人から

の申請にもとづき町選挙管理委員会委員長が交付するもので、有効期間は四年となっています。
③指定病院等の施設における不在者投票
県選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院入所中の人は、その病院・老人ホーム等の施設で不在者投票ができることになっています。詳しいことは町選挙管理委員会にお問い合わせください。

3、無効投票の防止

選挙のたびに無効投票がでてきます。せっかく投票されてもその投票が無効になれば選挙権が泣きます。

投票用紙には、候補者の氏名を一人だけはっきり書いてください。その他のことを書いてたり、○、△等を書くこと無効になりますのでご注意ください。

贈つてはいけません
求めてはいけません
受けとつてはいけません



集会などの飲食代

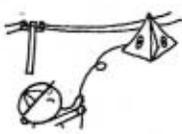
タコは電線のない 広場であげよう

タコあげはお正月の風物詩。ことしも和・洋いりまじって、寒風に舞うことでしょう。

ところがこのタコも、最近ではじょうぶなアメリカダコが急激に増え、大きなタコになるとあげ系も強いナイロン糸が使われるようになりまし。これがいちど電線に引っかけるとなかなかな取れず、これがもとで停電事故を起こしたり、感電事故の原因ともなっています。

- 次のことを必ず守りましょう。
- 電線の近くでは、絶対にタコあげはしない。
- 万一、電線に引っかけたときは、近くの中国電力(秋穂の場合は秋穂出張所)へ連絡する。待つ間に電柱に登ったり、竹や棒で取りはずすことは危険なので絶対にしない。
- 切れたタコ糸は危険なのでさわらない。
- 小さいお子さんには、大人が付き添ってあげましょう。

電線の近くでのタコあげや飛行機飛ばしはやめましょう。



お初貯金

◎の手続きをお早く

既に部落回覧やチラシの全家庭への送付、町広報等によりお知らせしましたが、昭和四十九年九月二十三日以前にお預けになった定期貯金の(マルカエ)の手続きは、一月十三日(木)までです。

この手続きをされませんと高い利息でお支払いできませんので、まだのかたは至急手続きをしてください。

お初貯金をしましょう

一年の計は元旦にあり、と申しますが、貯金するのも年の始めに計画を立て、正月から貯金する習慣をつけましょう。

郵便局では、お初貯金として一月四日から六日までの間に貯金されたかたに、粗品を差し上げます。

絵入り官製はがきをどうぞ

一月二日からNHKテレビで放映される、「花神」の主人公大村益次郎にちなんだ絵入り官製はがきを発売しています。六枚一組で百五十円です。ご利用ください。

知っておきたい消費者のための法律

特殊販売による トラブルを防ぐために

最近、洗剤・消火器・衛生用具・薬効を種にした食品や器具などを、職場や家庭を訪問して売りつける訪問販売、広告や郵便などによる通信販売、ネズミ講式のマルチ商法など、いわゆる特殊販売が増してきて、その一方的な売り方などから、購入者との間にいろいろなトラブルが起きています。

このため、消費者を保護し、適正な流通を図ることを目的として、「訪問販売等に関する法律」が昨年六月四日に制定され、同十二月三日から施行されました。

そこで、この法律の要点についてお知らせしましょう。

〔法の適用対象となったもの〕
▼動物・植物の粗製品及び加工品
（一般の飲食の用に供されないものに限り）であって、人が摂取するもの（医薬品を除く）。例えばニンニクエキスといった健康食品など▼家庭用ミシン・手編み機械

▼時計▼写真機械器具▼映画機械器具（ハミ用のものに限り）▼消火器・消火器用消火薬剤▼ガス漏れ警報機▼乗用自動車・自動二輪車（原動機付き自転車を含む）と、これらの部品・付属品▼コンドーム▼化粧品▼家具、つい立・びょうぶ・かき立て・金庫・ロッカーその他の装備品▼書籍▼楽器▼かなら

なお、この法律が適用される対象商品は、とりあえず前記の十四

訪問販売



品目ですが、近く対象品目が拡大される予定です。

訪問販売とは、セールスマンが直接家庭や職場などを訪問したり、路上で現物やパンフレット類を見せて勧誘し、販売する方法をいいます。

しかし、次のような取り引きの

様態には、この法律は適用されません。

①店舗を持つ販売業者が定期的に住居を訪問し、指定商品の販売契約の申し込みや売買契約をするなどの勧誘をしないで、単にその申し込みを受けたり請求を受けて、これを決めて行う販売。

②店舗販売業者が、そのお客（訪問の前一年間に取引引きのお客（たお客）の家を訪問する場合。

③店舗販売業者以外の業者が、継続的な取引引き関係のあるお客（訪問の前一年間に当該販売事業に対して、二以上の訪問について、取引引きのあった相手方をいう）に対して住居を訪問して行う場合。

④販売業者が、他人の事務所・その他の事業所に所属する者に対して行う販売（管理者の承認を受けて行うものに限る。）

例えば、「御用聞き」がこれに当たります。

これまで家庭訪問販売やキャッチ・セールスの場合、セールスマンがアンケート調査などの名目をして消費者に面会し、結局は商品を購入させてしまうという例が少なくありませんでした。

このようなことをなくすため、

次の事がらを義務づけています。

①販売者は相手方に、販売業者名・商品名を明らかにすること。

②販売者は申し込みや契約を受け

たときには、契約内容（販売価格・代金支払い時期と方法・商品引き渡し時期・住所・契約年月日・販売員氏名等）を記載した書面を交付すること。

③購入者は契約の書面を受け取った日、または解約できることを告げられた日から四日以内なら、書面により無条件で契約を解除できる。（これをクーリング・オフ制度と言います。）

ですから、購入者が申し込みの撤回・解約をしようと思うときは、電話や口答でなく必ず、書面（書留郵便か金額の多いものについては内容証明郵便）で申し出ることが大事です。

なお、返品費用は業者持ちです。ここで注意しておきたいことは

①現金販売（代金を全部支払い、品物を受けとること）の場合には、クーリング・オフ制度は適用されません。

②自分で販売店へ出かけて契約した場合も、適用されません。

③指定商品のうち、乗用自動車は契約の申し込みの撤回等ができません。

④指定商品のうち、次の三品目は使用または消費したときには、契約の申し込みの撤回等ができなくなります。

▼動物・植物の粗製品及び加工品
（一般の飲食の用に供されないものに限り）であって、人が摂取するもの（医薬品を除く）。例えば

今月の保健衛生行事表



○行事名 秋徳乳幼児相談
日時 11日（火）午後一時三十分から二時三十分まで
場所 中央公民館

○行事名 大海乳幼児相談
日時 12日（水）午後一時三十分から二時三十分まで
場所 大海分館



昭和五十二年年度の保育所（園）入所申請書の受け付けを一月二十日まで行っています。

詳しいことは十二月広報をご覧ください。期間内に申請してください。

福祉年金は公的年金と併給調整されます

福祉年金は、本来他の公的年金

ニンニクエキスといった健康食品など▼コンドーム▼化粧品

通信販売



通信販売とは、新聞・雑誌・パンフレット・カタログなどで広告し、郵便などで消費者から購入申し込みを受けて、商品を郵便などで届ける販売方法を言います。

これまで多くみられた、広告内容と送ってきた品物が違っていたり、送金しても品物を送ってこなかったり、注文もしないのに品物が送られてきた等のトラブルを防ぐために、次の事がらが規定されています。

(1)販売業者は、消費者が販売商品を確認するには握できるように、広告には一定の必要事項(価格・代金送料等の支払い時期と方法・商品引き渡し時期・返品等の特殊事項等)を表示すること。
(2)前払い式の販売をする場合は、申込者に対しすぐに書面で承諾の可否等、一定事項を通知すること。

(3)注文しないのに一方的に送ってきた商品は、一定期間(三か月・商品の送付を受けた者が引き取りの請求をした場合は一か月)経過したときは、販売業者は、その商品の返還を請求できない。

(3)のような販売方法を、**ネガティブ・オプション**と言います。例えば、レコードや書籍などを一方的に送りつけておいて、「〇日以内に買わないという意思表示をしない場合は、買ったものとみなします。」といった条件で売りつける商法です。

このような場合、一方的に送りつけられる品物を、消費者が軽々しく受けとるから面倒なことになるので、水際作戦として、郵便にしろ運送業者にしろ、受け取らないのが賢明な方法でしょう。

万一、受け取ってしまった場合でも、商品を送りつけられた者が承諾の意思表示をしない限り、売買契約は成立しませんので、代金を支払ったり、商品を送り返す義務はありません。

連鎖販売取引

(マルチ商法)



連鎖販売取引とは、いわゆるネズミ講式販売法といわれるもので、会員になったり、上位に昇進するたびに、取引料・権利金などを支払い、商品を上位の者から買い受けて、下位の会員や一般消費者に販売する方法を言います。

この場合、マルチ商法の加入料と商品の合計金額、あるいは商品だけが二万円以上になると、この法律の規制対象になります。

販売員の不当な勧誘や出資金の被害を防ぐために、次の事がらが定められています。

(1)勧誘する際は、故意に事実を隠したり、ウソを並べてはいけない。
(2)広告には、商品の種類・マルチ商法の概要等、一定事項を表示すること。

(3)契約に当たっては、マルチ商法の概要と契約内容を明らかにした書面を交付すること。

(4)加入契約を結んだ後でも、一定期間内(契約締結日から商品引き渡し日のどちらか遅い方から十四日以内)は、書面により無条件で解約できる(クーリング・オフ制度)

以上がこの法律の主な内容ですが、ムード的な商法で消費者を誘う、いわゆるSF商法は、この法律の対象になっていません。ちなみに、SF商法とは、街頭や招待券などで消費者を誘って会場に集め、音楽・照明などの効果を利用

して、異様なふんい気を作った中で販売する方法を言います。

例えば、最初は宣伝しながらザル・ティッシュペーパーなどの廉価品を無料で配り、消費者を一種の催眠状態にして、最終的に品質・価格・契約条件など疑わしい商品を売ったり、高額商品売りつける場合が多いので注意が必要です。今日まで起こっている訪問販売等のトラブルのうちには、消費者等にもう少しの慎重さと、特殊販



売に関する知識があれば避けられ、と思えるものが相当数あるようです。

消費者は販売員のうまい話や広告につられて、商品を買ったり契約したりしないように十分注意したいのですが、万一、トラブルが起こったときには泣き寝入りしないで、消費者相談窓口(企画室 電話二二二二)へ申し出ましょう。

制度から年金を受けられない人に対して、支給されることを原則としていますが、厚生年金や恩給などの公的年金を受けることができないときは、その支給を停止されます。しかし、例外として次の二つの場合は、福祉年金と公的年金とを併せて受給することができます。

①公的年金の額が低額である場合。
②公的年金が戦争公務による扶助料などの場合で、大尉クラス以下の軍人等の遺族等に支給される場合。

①については、その公的年金の額が二十八万円(五十一年十月から)未満であるときは、二十八万円と公的年金額との差額が支給されます。

例えば、厚生年金の遺族年金が十九万八千円である場合には、二十八万円と十九万八千円との差額八万二千円が支給されます。

②については、戦争公務という特殊事情があることから、一般の公的年金とは別の観点でその金額に関係なく、併給が行われています。

福祉年金を受けている人が公的年金を受けることになったとき、または受けなくなったときは、町役場に備え付けてある書類によって手続きをしなければなりません。詳しいことは、町民課福祉係でお尋ねください。

公民館だより

〔参考〕
披露宴は、
予算・好み・
時間・職業な

模擬結婚披露宴

レクリエーション
教室で催し

披露宴は、挙式を終えた新郎
新婦が、上役・先輩・恩師・知人
・友人・近親者などの人々を招き、
仲人を介して結婚したことを披露
してともに祝福してもらい、併せ
て将来の交ぎと指導をお願いする
意味で開くもので、その意義はた
いへん大きい」と結婚礼法などの
本にあります。

近ごろの披露宴は、はでになり
つつあるとともに、和洋折衷の様
式が多くなってきました。

また披露宴の所要時間も二時間
程度ですから、この時間をフルに
生かし、楽しい宴にするよう、く
ふうが必要です。

そういうことからして、媒しや
く人の心得、司会者のあり方、招
待客のあいさつなど、披露宴
に際してどのようにすべきかを
互いが研修するため、レクリエー
ション教室では十一月吉日「模擬
結婚披露宴」を催して、それぞ
れの責任の重大さを再確認する
とともに、今後の披露宴参列の時
に役立つマナーを、和やかなう
ちに所要時間内で研修しました。

どによって変わりますが、形式に
流されることなく、心のこもった
宴にするよう心がけたいものです。
種類は大別すると洋式と和式、
すなわち、いす式と座式というこ
とになります。披露宴の順序は、
新郎新婦の両家と、司会者との話
しあって決めたいものですが、お
おむね次の順序が多いようです。
これにとらわれず参考にしてくだ
さい。

披露宴次第

- ① 開宴のあいさつ
- ② 媒しやく人のあいさつ
- ③ 主賓祝辞(新郎新婦各一名)
- ④ 乾杯
- ⑤ 食事
- ⑥ 新婦色直し退席
- ⑦ 新婦色直しののち着席
- ⑧ 米賓祝辞(新郎側)
- ⑨ " (新婦側)
- ⑩ " (新郎の友人同僚)
- ⑪ " (新婦の友人同僚)
- ⑫ 祝電披露
- ⑬ アトラクション
- ⑭ 新郎新婦の花束贈呈
- ⑮ 新郎新婦のお礼のあいさつ
- ⑯ 両家代表謝辞
- ⑰ 万歳三唱
- ⑱ お開き(閉会)



成人式には平服で参加しましょう

「成人の日」が一月十五日と定められて以来、当町ではずつこの日に成人式を行って参りました。ところが近年、時の流れとはいえ女性の服装がはでになり、和服での出席者が多く、五十年度は洋服一人という状況でした。

そこで平服参加の声が高まり夏(八月中旬)に成人式を行ってほしいとの意見が出されたため、昨年成人該当者を主体にアンケートをとりました。その結果は、昨年八月の町広報でお知らせした通りですが、今年の成人式の結果をみて、夏に成人式をすべきかどうか検討いたします。成人該当者の皆さん、友達、両親とよく話し合ってください。成人式は平服で」を合い言葉に、気軽に出席していただくよう希望いたします。

1月の予定行事

公民館の休館日 毎週月曜日 年始1月3日まで
国民の祝日…1月15日(成人の日)

◎中央公民館

- 4日(火) 公務はじめ
- 6日(木) 文化財保護審議会定例会 午後1時
- 7日(金) 高齢者学級
- 8日(土) こども会たこあげ大会 午後1時30分
浜内塩田跡地
- 10日(月) 四校連絡協議会
- 11日(火) 乳幼児学級 午後1時30分
- 12日(水) 楽焼教室 午前9時
- 13日(木) 園芸教室
- 15日(土) 成人式 午前10時30分
- 18日(火) 書道教室 午後3時・5時
- 20日(木) 栄養大学 午前9時
- 25日(火) 家庭教育相談学級 午後1時10分
- 絵画教室 毎週水曜日 午後7時30分
- 詩吟教室 " "
- 謡曲教室 毎週土曜日 "
- 洋裁教室 1月は第2・第4木曜日
- 華道教室
- トレーニング教室 毎週火・金曜日
午前9時主婦コース 午後5時男子コース

◎大海分館

- 園芸教室 第4土曜日
- 謡曲教室 毎週木曜日 午後8時
- 詩吟クラブ「おおみ会」 毎週火曜日 午後8時
- 詩吟「秋月会」 毎週1回 午後8時

家庭教育通信No.31

家庭教育

相談学級

保育所(園)・児童館・幼稚園の母親クラブの会を主体とした家庭教育相談学級を開設しています。

子どもたちが心身ともに健やかに育つことを願う両親の学習の場です。

毎月一回(二十五日の予定)開き内容もはば広く、講師も

権威のあるかたをお招きしています。お気軽にご参加ください。

気軽な学習の場

福島 圭子



家庭教育学級が開設され、はや六回目を迎えました。その間、権威ある先生がたのご指導のもと、幼児に関するしつけ・悩み・健康

家庭教育学級に思う

山根 富子



今回この学級の一員となり、子どもたちの将来を真剣に考えそして見つめる、よりよい母親になりたいと思っている私です。子どもたちを伸び伸びと育ててやりたい……。そんな願いをいつも抱き続けているのが、母親ではないでしょうか。

家庭が教育の大半を占める場所と言えるはずですが、幼児期は子供の一生を左右する、とまで言われるほどに大切な時期です。干渉しすぎていけないし、それかと言ってまるで放任主義であっていい

管理・親の責任と役割と、はば広い学習をさせていただきました。小さい現在っ子の行動・考え方も、親はとまどいを感じる事が再三あります。このような悩みを解決し、アドバイスしていただける学習の場が、身近に存在することは、すばらしいことです。

学習を終えた後の充実感、心を豊かにしてくれます。そして、子どもを素直な気持ちで見守ってや

けない。私自身、日常の中でさまざまな考えさせられることがありますが、子どもたちの中に溶け込んで、ある時は友達のように、又ある時は優しく、しかも厳しい母でありたいと考えます。

子どもは健全なる成長を常に願っている私にとって、この学級は大切にしてゆきたいものです。今後、よりいっそうの学級の発展を図るためにも、大いに講師のかたを招いていただき、学習に励みたいと考えています。

魅力のある学習

尾崎トモ子



余裕もできます。それと、なによりも子どもを中にした、親同志の連帯感が生まれたことです。多くの仲間と気軽に話しあい、お互いの知恵を交換しあうこと……一人ではとても考えられぬことです。

私自身欠点ばかりの親ですが、この学習の場を足がかりに、自分を反省し子に恥じない信頼される親になるよう努力したいと思っています。

とつてもよいお話が聞けると知り、この学級に入り半年が過ぎました。先生がたのお話を聞いておりますと、「なるほど」「そうか」ということがたくさんあります。「家庭」ということにしても、親と子の心を通わせる場、これが家庭である、とすぐに答える親は少ない。「しつけ」となるとますます難しくなります。

昔と現在の子どものとは、ずいぶん変わってきました。子ども自身、大人の縮図ではないということとです。親ができなかったことを子どもに、という時代は過ぎたようです。子どもに勉強をさせるには、まず、親がより勉強しなくてはならない。親の責任・親の役割をよく考えなくてはいいけないと思います。

この家庭教育学級で学んだことはたくさんあります。すぐに実行することは難しいことではありますが、その場で、これはいいけないと反省するだけでも、私自身、前進だと思えます。学級に入っただけでほんとうによかったと思っています。

写真

子どもと踊れるフォークダンスの講習を受ける会員たち(12月17日)



子育てのツボ

家庭教育相談学級あんない

とき 1月25日(火)午後1時10分
ところ 中央公民館

講演 幼児にとって母親とは

講師 下関女子短期大学 小林ひさ子先生

お知らせ

職員募集

山口県社会福祉事業団では、社会福祉施設に勤務する職員を、次の要領で募集しています。

受付期間 五十一年十二月二十日から五十二年二月十日(木)まで

採用職種 保母・寮母・セラピスト・児童指導員を若干名

受験資格 昭和二十四年四月二日から三十二年四月一日までに生まれた人で、次の資格を有する人

▽保母Ⅱ保母の資格を有する人

▽寮母Ⅱ高校卒業(見込)者、またはこれに相当すると認められる人

▽セラピストⅡ大学で心理学を専攻し、一年以上の臨床経験者

▽児童指導員Ⅱ児童福祉施設の職員養成学校を卒業した人、またはこれと同程度の資格を有すると認められた人

められた人

試験の日時・場所 二月二十二日(火) 午前十時から午後五時まで

山口市大手町 県社会福祉会館

採用施設 山口県華の浦学園・山口県華南園(いずれも防府市中間浜方)・山口県みほり学園(山口市大内御堀)

詳しいことは町民課または、県社会福祉事業団(電話 山口④一〇二五)にお尋ねください。

国立門司海員学校生徒の募集

募集人員 Ⅱ高等科(修業年限二年) 約百名 Ⅲ本科(約六十名)

(修業年限一年) 約六十名

受験資格

(1)年齢 昭和五十二年四月一日で十五歳以上十九歳未満の者

(2)学歴 中学校卒業以上の者(五十二年三月の中卒予定者を含む)

入試期日 昭和五十二年二月十三日(日) 午前八時三十分から

人権擁護委員に山下さん



人権擁護委員に山下さん

昭和三十四年八月以来、人権擁護委員をされていた上田博人さん

がこのほど退任され、これに伴って、中津江の山下茂登さん(写真)が人権擁護委員として、十一月十五日付で法務大臣から委嘱されました。

なお、中条の宮原勝恵さんも人権擁護委員です。人権にかかわる問題については、お気軽にご相談ください。

▽午前 筆記試験(国語・英語 数学) Ⅱ午後 身体検査及び面接

願書受付期間 昭和五十一年十二月一日から昭和五十二年二月五日(土)まで

その他 詳しいことは下八〇一

北九州市門司区白野江町(電話 三四一八一三三) 門司海員学校にお問い合わせてください。

身体障害者更生訓練生の入所者を募集

山口県身体障害者福祉センターでは、五十二年度の更生訓練のための入所者を、次の要領で募集しています。

募集人員 五十名

募集期間 五十二年一月十日から三月十日まで

応募資格 介護を必要としない肢体不自由者で、身体障害者手帳を持ち、義務教育を修了している人

修業年限 一カ年

訓練科目 印刷科 印章科 タイプ 写真植字科 洋服科 編物科 洋裁科 和裁科 機能訓練科 自動車操作訓練科(入所期間二カ月)

申し込み方法 ①入所願書 ②履歴書 ③健康診断書 ④戸籍抄本

注①③の用紙は町民課に備え付けてありますので、これに記入して町民課へ提出してください。

「ゆっくり走ろう運動」ステッカーをあっせんします

秋の交通安全健康運動を契機に、交通安全山口県対策協議会から提唱された「ゆっくり走ろう運動」については、その後皆さんの協力により着実に浸透しつつあるものの、毎日の交通事故の発生状況からみまるとまだまだ不十分で、県民一丸となつてさらなるこの運動の盛り上がりを図る必要があることを痛感します。

そこで、この運動のより徹底を

図り、県民総参加の運動に発展させるため、県内の全ての自動車にシンボルマーク入りステッカーをはり付けて、交通安全の意思を示すことになりました。

県民お互いの連帯感を深め、温かい心のふれあう交通環境づくりを推進するため、車を所有される皆さんのこの運動の趣旨をご理解くださり、あなたの車にもぜひ、このステッカーをはって「ゆっくり走ろう運動」にご協力をお願いいたします。

●ステッカーのあっせんは総務課と大海支所で行っています

ステッカー

区分	貼付車種	規格	材質	単価
A型	普通車用	3・4cm 17・0cm	アクリル樹脂製 (反射材)	180円
B型	普通車用	5・0cm 25・0cm	スコッチシート製 (反射材)	100円
C型	大型車用	7・x 40・0cm	スコッチシート製 (反射材)	180円

表示場所 車両後部のボデー、バンパー、ウインドガラス
すいずれかの見やすい箇所

A型	ゆっくり走ろう (赤地に白文字)
B型	⑪ ゆっくり走ろう (青地に白文字)
	⑫ ゆっくり走ろう (同 上)
C型	⑬ ゆっくり走ろう (同 上)
	⑭ ゆっくり走ろう (同 上)

入所の決定 面接選考を行い、選考の結果適当と認められた人には、その旨お知らせします。

入所予定の日 五十二年四月二日、全員寄宿舎に入寮することになっていきます。

経費 寄宿舎費 授業料 訓練材料費などはいりません。寄宿舎での食費(一カ月一万三千六百六十円)も公費負担の便宜がありますので、町民課福祉係へご相談ください。



わが家の家計簿

体験談の募集

県貯蓄推進委員会では、次のとおり「わが家の家計簿体験談」の募集を行っています。

内容

家計簿をつけ始めた動機や記帳上の苦心談。家計簿をつける喜びや家族の方々の協力の模様▼家計簿で発見したムリやムダ▼家計簿によって予算生活した結果消費内容に生じた変化▼家計簿記帳により物価高をうまく乗り切った体験▼家計簿をもとにしたこれからの明るい生活設計▼グループによる家計簿記帳の勉強ぶりなど家計簿記帳に関するものなら自由

原稿

本文は四百字詰原稿用紙五枚以内。本文のほか月別・項目別支出一覧表を添付(記帳歴一年以上の方は最近一年分)。なお、できれば記帳内容のわかるその他参考計表を添付。また原稿には住所・氏名(ふりがな)・職業・年齢・同一家計で暮らす家族名(応募者との続柄・年齢・職業・就学状況など)・家計簿記帳年数及び連絡電話番号を記載のこと。

締切 五十二年二月末日

送付先
山口県貯蓄推進委員会(県庁県民課内 電話③一九一七)または日本銀行下関支店(〒750下関市岬の町)

七一〇

入選及び発表

中央入選(貯蓄増強中央委員会)：特選五編賞金五万円、秀作十編賞金三万円、佳作三十五編程度賞金一万円

地方入選(山口県貯蓄推進委員会)：特選一編(中央に推薦)秀作五編程度、佳作五編程度。入賞者には賞品を、応募者全員に五十三年用「明るい生活の家計簿」を贈呈。

なお、発表は五十二年六月中旬で、入選者に通知。

保母修学資金の貸与

県では、保母になろうとする人に修学資金の貸与を行っています。

山口県保母修学資金制度

厚生大臣の指定した保母を養成する学校または施設(保母養成所)に在学し、将来県内の児童福祉施設などで保母として児童の保護に直接従事しようとする人に修学資金を貸与する制度

貸与期間
保母養成所に在学する期間(二年間)

貸与額
月額八千円(五十一年度分)

利子
無利子

返還免除
卒業後、三年間県内の児童福祉施設で保母として勤務した場合に、貸与金の返還が免除

募集対象

五十二年三月に高等学校卒業見込みの人で、保母養成所への入学を希望される人

募集人員 二十五人

詳しいことは、町民課へおたずねください。

山口県勢要覧のあっせん

一九七七年版山口県勢要覧をあっせんします。本冊子には、県勢のあらゆる分野にわたり、最新の統計資料を収録しており一読して県勢の現状がは握できるような編集してあります。

ご希望のかたは左記へお申し込みください。

規格 A5版 一四六ページ

頒布価格 六百元

発行予定 二月中旬

申込み先 一月十日までに代金を添えて企画室へお申し込みください。

補聴器でお困りの方へ

補聴器の調子が悪くお困りの方は、補聴器の業者が出張修理に来ますので、ご利用ください。

身体障害者手帳をお持ちの方の修理費は無料ですが、その他の方は実費修理となります。

日時 毎月 第2木曜日 午後三時

場所 町民課

年頭の思いやり



ご冥福を祈ります

部落	氏名	逝去の日
大河内南	若村イチさん	11月18日
金山嶺	金谷ヤスさん	11月19日
宮之巨	内田トシさん	11月26日
日地	竹繁リヨさん	11月27日
先青江	田中寅一さん	12月3日

生活メモ

瞬間湯わかし器を使うとき

瞬間湯わかし器のお湯は飲めるだろうかという疑問を持つている人は多いと思います。

国民生活センターが本年実施したプロパンガス用瞬間湯わかし器の比較テスト結果でも、一昼夜湯わかし器の水管中にたまった水を取り出して調べたところ、水質基準には適合していたが、銅、その他の重金属の溶出が認められたので、出始めの水は飲用にしない方がよいという結果でした。通常、小型の湯わかし器の場合、器内にたまっていく水はだいたい百八十〜三百ccなので、使い始めにコップ二〜三杯分(三百六十〜五百cc)を雑

用水に回せばよいといわれます。また、排気筒の取り付けられていない小型の瞬間湯わかし器の場合、通気の悪い六畳程度の部屋で換気扇を回さずに使用すると一時間四十五分で一酸化炭素濃度が〇・〇一%となるなど室内環境が悪化します。さらにガスコンロの斜め上の方に湯わかし器を取り付け、両方を同時に使用した場合、湯わかし器やコンロの炎が飛び火したり、立ち消えを起こすという状態が起こり室内環境も四十分で悪化しました。したがって、ガスコンロのすぐ上方に湯わかし器を設置することは望ましくなく、両方同時に使用するときは、使用時間や換気に十分注意することが大切です。

便利さに慣れて事故を起こすことのないよう、正しい使い方を励行しましょう。

郷土史 (40)

はじめに

近く大村益次郎を主人公にした「花神」が、NHKドラマに登場する。そこで、「大村益次郎と秋穂」について一文を書いて、昨秋の秋穂町文化祭の来会者の閲覧に供した。これを御覧になったのは一部のかたがたである。その文章と一部重複するが、せひこの際、若い人たちにも知ってもらいたい多くのことがあるので、改めて書き直すことにした。前の「大村益次郎と秋穂」は、まだ秋穂町中央公民館に残部があるので、併せ読んでいただければ幸いである。

益次郎誕生地

さきに述べた文章では、秋穂町西天田にある大村記念碑のある所が藤村家屋敷跡で、ここで益次郎が生まれたとする秋穂説を述べた。この碑の南側に今も井戸があるが、この井戸の水が産湯に使われたというので、産湯の井戸と言いつてられている。

これとは別に、山陽線四辻駅の南方三〇〇坪の小高い森の東側に「大村益次郎誕生地」碑が建てられている。ここが銚銭司大村

の地で、益次郎がのち、大村の姓を名乗る村田家のあった所である。この碑は大正四年四月二日に建



てたもので、「故兵部大輔大村永敏誕生地」と秋穂の碑文字と同じ、元帥山縣有朋公の揮毫になるものである。

秋穂で大正八年、五十年祭記念に建立するとき、山口県知事を介して山縣公に揮毫をお願いをし、公は誕生地が二か所あるはずはないので当惑されたが、秋穂の建設委員長田中順吉が子細申し上げて、書いてもらったものである。

村田家と藤村家

村田家は、その菩提寺誓安寺開山の末裔のわかれと言われ、代々医者をしており、瑞嶺(端嶺ともある)・竜策(玄策)・良庵と続い

て、良庵の一人娘ムメに秋穂の藤村家の孝益を婿養子にした。身分は本百姓四半軒で、田畠三反六畝余、高五・七一石であった。

そしてほどなく文政六年九月三日に良庵は死に、長子宗太郎が生まれたのが文政八年(一八二五)五月三日である。この宗太郎は成長して祖父の医名良庵を襲名し、のち宇和島藩に仕えて村田蔵六と改名、さらに長州藩に仕えて、慶應元年(二月二日藩命によって改名、大村益次郎となった。

父方の秋穂藤村家も代々医者を兼ねた百姓で、当時田畠四反三畝余、高四・七九三石と山一町二反余の本百姓半軒であった。

ここで本百姓というのは土地を持った百姓で、本軒は一町、半軒

大村益次郎(1)

は五反、四半軒はその半分位の百姓で、土地を持たない小作・作男を門男(亡土)百姓と言った。

さて藤村家から村田家に婿養子に行った孝益は、実は藤村家も継がねばならなかったから、初めは両家の間を往復していたが、宗太郎が生まれて二年ほどして、村田

家の親せきと相談して一応村田家をたたんで、妻子を連れ藤村家に移っている。福楽寺戸籍では、文政一〇年(一八二七)九月二五日に妻ムメを藤村家に入籍している。

その後新蔵(文恭)・儀三郎(位牌には儀一郎・早生)・ふで・とよの弟妹が生まれた。孝益は家塾を開いた人なので、宗太郎幼少の時、家庭で父母の薫陶を受けた。

修業

一八歳になって、三田尻の梅田幽齋に師事して蘭学医学を学び、翌天保一四年(一八四三)四月豊後日田の儒学者広瀬淡窓の咸宜園に入門して、漢学を修めた。

道うを休めよ他郷苦辛多しと

同胞友あり自ら相親しむ

柴扉曉に出ずれば霜雪の如し

君は川流を汲め吾薪を拾わん

有名なこの詩を吟じながら一年三か月間働んだ。帰ると再び梅田幽

齋塾に入るが、当時蘭学医学者の登龍門となつた大阪の緒方洪庵の

適塾に入門したのが、弘化三年(一八四六)である。その後長崎に

遊学したが再び緒方塾にもどって塾頭となり、洪庵を助けて門弟を

教えた。

洪庵からは特に信任篤く、益次郎も心から師を尊敬した。のちに益次郎が江戸に出て活動している頃、洪庵も幕府に招かれて江戸に行くが、その時恩師のため万端世話をし、彼が臨終せまる頃、遺言として洪庵先生墓地に分骨埋葬して欲しいと言い、師弟間は肝胆相照らす敬愛の情で結ばれていた。

とともに、田舎の貧乏医者で子沢山の父が、益次郎をしてこのように学業の道を進ませた苦心は、

並大抵のことではなかったに違いない。益次郎はその父に對し、孝養を尽すことを終生忘れなかった。

ついでながらその経済的苦境の父を助けたのが、藤村家の親せきであり近所の福江家(当時権之助後・幸助)。だから益次郎も福江家の家建ての時は、本気で加勢したと伝えられている。この福江家は今はないが、今の福江広元氏屋敷であった。

医者の開業と結婚

嘉永三年(一八五〇)父の勧めで適塾をやめて郷里銚銭司にもどり、医者を開業して村田家を再興する決心をし、それを実行した。

そして、翌年鷹ノ子の高樹半兵衛の長女のコトとの縁談が進み、急ぎその年冬に結婚式を挙げた。明るい陽気なコトが、無口で無愛想な益次郎(当時は良庵)を助け立派な家庭を持ち、医業も栄えるようにと父母は願った。

この時益次郎は二八歳、琴子は一八歳であった。

琴子は益次郎なきあと明治三八年四月二一日、鷹ノ子で七二歳の生涯をとじた。よく人の世話をし義侠心の厚い性格であったという。

以下次号

(秋穂町教育委員会嘱託

田中 稔記)

西天田の大村益次郎記念

写真碑・手前に見えるのが産

湯の井戸